

回復期リハビリテーション病棟へご入院される65歳以上の皆さまへ

ご負担いただく【1日あたりの光熱水費】があります

3階回復期リハビリテーション病棟(医療療養病床)へご入院される65歳以上の患者様については、国の制度により医療費とは別に、居住費(光熱水費相当額)の標準負担額(生活療養標準負担額)が定められています。

令和8年6月から光熱水費の負担が変わります

ご負担いただく【1日当たりの光熱水費】

	令和7年4月1日以降	令和8年6月1日以降
●下記以外で65歳以上の方	370円	430円
●指定難病 ●境界層該当者 ●老齢福祉年金受給者 ●生活保護	0円	0円

※医療療養病床とは、慢性期の状態にあって入院医療を必要とする患者に対するサービスを医療保険で提供する病床です。

※生活療養標準負担額とは、65歳以上の方が療養病床に入院した時に係る食費や居住費などです。

★光熱水費は『生活療養環境療養標準負担額』の名称で明細書に表示され、領収書には食事代と合計した金額が『食事療養負担額②』に表示されます。